

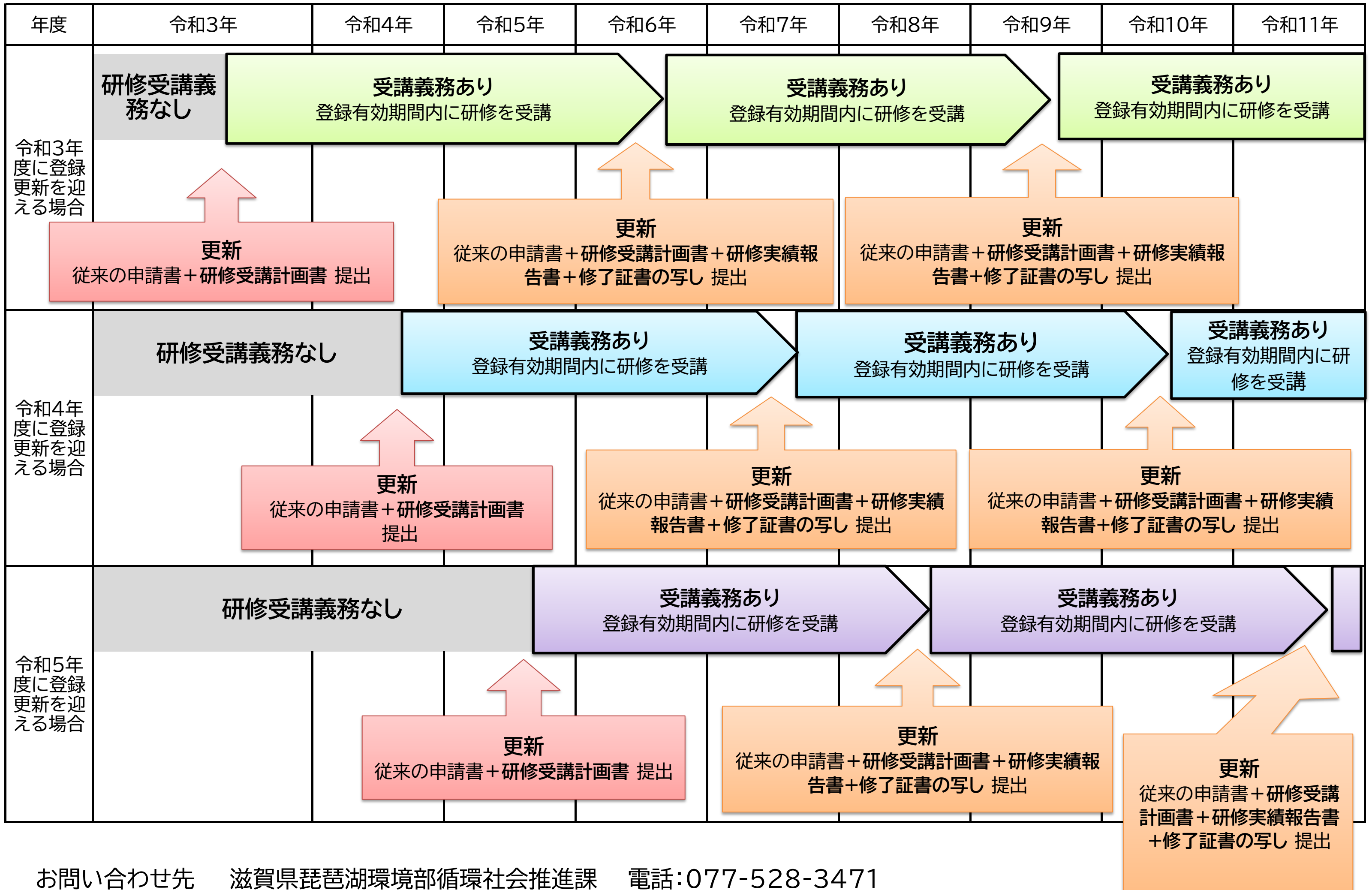
# 浄化槽保守点検業者の皆様へ

滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例・同条例施行規則の改正(令和3年4月1日施行)により

**浄化槽管理士に対し研修を受講させることが義務付けられます！！**

受講義務	対象者: 県内の営業所に置くすべての浄化槽管理士 受講すべき期間: 各登録有効期間(3年間)内に1回以上 ※研修受講義務がない期間に受講した研修は実績にはなりません。
登録申請手続き	浄化槽保守点検業者は、 ①浄化槽管理士研修受講計画書 (新規・更新・変更登録申請時、浄化槽管理士増加に係る変更届出時) ②浄化槽管理士研修実績報告書および研修を受けたことを証する書類(修了証書)の写し (更新登録申請時) を提出する必要があります。
研修概要	研修科目 ①浄化槽行政の動向 ②浄化槽の構造および機能 ③浄化槽の保守点検と清掃 ④滋賀県における浄化槽に係る情報 開催日程等研修の詳細は追って案内します。

## 研修受講スケジュールと提出書類



お問い合わせ先 滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課 電話:077-528-3471